

第 2 号議案

令和 5 年 度

吉田町一般会計補正予算（第 7 号）



令和5年度吉田町一般会計補正予算（第7号）

令和5年度吉田町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,162千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,265,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年1月30日提出

吉田町長 田村典彦

## 第1表 歳入歳出予算補正

( 歳入 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,530,304	20,665	1,550,969
	2 国庫補助金	603,727	20,665	624,392
18 繰入金		1,414,337	5,897	1,420,234
	2 基金繰入金	1,402,762	5,897	1,408,659
21 町債		420,739	36,600	457,339
	1 町債	420,739	36,600	457,339
歳 入 合 計		14,201,959	63,162	14,265,121

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,468,837	63,162	1,531,999
	2 道路橋梁費	387,495	12,745	400,240
	3 河川費	74,499	50,417	124,916
歳 出 合 計		14,201,959	63,162	14,265,121

## 第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	吉田町内道路舗装繕事業費	11,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持補修費	24,926
8 土木費	3 河川費	大幡川改修事業費	50,417
合 計			86,343

## 第3表 地方債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
吉田町内道路舗装修繕事業 (国補正分)	千円 4,900	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。  ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
吉田町内橋梁維持補修事業 (国補正分)	9,400	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
大幡川改修事業(国補正分)	31,200	〃		

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
吉田町内道路舗装修繕事業	千円 23,600	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 18,700	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
吉田町内橋梁維持補修事業	37,600	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	33,600	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。